

令和7年度 法学部編入学試験

I 時限目 英語

試験問題

※著作権処理が済んでおりませんので、  
非公開とします。

—出典：岡雅子『Legal Matters Dramatic Stories behind the Legal Scenes』  
(2010) (設問の構成上, 段落の統合・一部削除を行った)

- [ 1 ] set forth=～を明記する                      [ 2 ] motion=申し立て  
[ 3 ] summary judgment=事実審理省略判決  
[ 4 ] Court of Appeal=控訴裁判所              [ 5 ] relinquish=～を放棄する  
[ 6 ] appellate=控訴審の                      [ 7 ] bargaining power=交渉力

- 問 1 第 1 段落の下線部 (a) を和訳しなさい。(20 点)  
問 2 第 3 段落の下線部 (b) について, なぜそのような感情になったのか, ジョンの主張を日本語で詳しく説明しなさい。(20 点)  
問 3 第 5 段落の下線部 (c) について, 2 つの裁判所の見解の違いをそれぞれ日本語で詳しく説明しなさい。(20 点)  
問 4 第 6 段落の下線部 (d) について, 最高裁判所の見解を日本語で詳しく説明しなさい。(20 点)  
問 5 第 7 段落の下線部 (e) について, 実際にどのように変わったのか, もしくは, どのように変わる可能性があるのかを日本語で詳しく説明しなさい。(20 点)

## [英語 2025] 解答例

### ①問 1 について (20 点)

解答例：

面接のあいだ、彼は、その企業が最近、自動車メーカーとの契約を獲得し、長期的にその事業で働く人を探していると言われた。その企業は、彼が企業の将来的な成長で重要な役割を果たすことを期待しているようであった。

### ②問 2 について (20 点)

解答例：

さまざまな口頭説明、行為、書類に基づく、正当な理由なしで自身が解雇されないであろうという暗黙の契約があったとする主張。

### ③問 3 について (20 点)

解答例：

- ・ 第 4 段落 (※「地方裁判所」を含んでいなくとも評価対象としない)：  
地方裁判所は、ジョンと企業のあいだには彼の雇用が正当な理由があるときだけ打ち切られるという合意はなかったと判断し、企業側の申し立てを認めた。
- ・ 第 5 段落 (※「地方裁判所」を含んでいなくとも評価対象としない)：  
「自由意志で (= 随意契約)」という用語が企業側は「いつでも」ジョンの雇用を打ち切ることができるということを意味していると定義することによって、これは正当な理由なくして雇用を打ち切る権利を放棄していることを暗に示していると控訴裁判所は地方裁判所とは異なる判断を下した。

### ④問 4 について (20 点)

解答例：

当事者にとって、ジョン・デービスの雇用は自由意志 (= 随意契約) に基づくものである (つまり、いつでも雇用を打ち切ることができる) ということを明記することは、もしジョンの雇用が正当な理由があるときにだけ打ち切ることができるということが真の意味であるとするならば、意味をなさないであろう。したがって、企業側の書類で「自由意志で (= 随意契約)」を「いつでも」と定義しているが、それを特定していないことは正当な理由なくして、もしくは、理由の如何を問わず雇用を打ち切ることができることも意味しており、当該書類が意味することは明確であったとする見解。

⑤問 5 について (20 点)

解答例：

現在，雇用者が内定通知もしくは雇用契約に雇用は「自由意志（＝随意契約）」に基づくものであると記入しているかぎり，如何なる正当な理由がなくともいつでも被雇用者を解雇することができる。他方，内定通知が「自由意志（＝随意契約）」という雇用の本質に関して何ら言及していないのであれば，正当な理由なくして被雇用者を解雇した場合は契約違反で訴えられるかもしれない。

## 令和7年度法学部編入学試験「英語」出題の意図

本学部への編入学後を見据え、法律をテーマとした英文を通して、まとまりのある文章内容を把握する読解力・英文を適切に解釈する分析力・それらに基づいて論理的に内容をまとめる情報要約力などを見ることを意図しました。一方で、語彙に関しては、基礎語彙から応用語彙まで、特に法律に関わる用語まで幅広い範囲が扱われているテキストを用いました。その意図は、語彙力自体だけでなく、文脈の中で各々の意味を同定する解釈力も見ることにありました。したがって、本出題の意図は、大別して、語彙・文法を通じた分析能力、読解・情報要約を通じた思考能力を見ることに主眼が置かれています。

令和7年度 法学部編入学試験

2時限目 法学に関する基礎テスト

試験問題

### 【設問 1】

次の(1)～(5)の著書の著作者を【人名欄】から選択し、その番号を記入しなさい。

(1) 『現代政党学—政党システム論の分析枠組み』

(2) 『民主主義の経済理論』

(3) 『統治二論』

(4) 『資本主義・社会主義・民主主義』

(5) 『正義論』

### 【人名欄】

① G.ラートブルフ

② J.ロック

③ G.ル・ボン

④ G.サルトーリ

⑤ J.ロールズ

⑥ G.カラブレージ

⑦ モンテスキュー

⑧ A.スミス

⑨ J.シュムペーター(シュンペーター)

⑩ A.ダウNZ

### 【設問 2】

次の(1)～(3)の用語について、それぞれ100字程度で説明しなさい。

(1) ADR

(2) レイシオ・デシデンダイ(ratio decidendi)

(3) 条例

### 【設問 3】

次の文章を読んで、以下の(1)及び(2)について答えなさい。

Aは、甲土地を所有している。甲土地は、農地であり、Aは、農地の水不足に備えて、近隣の農業貯水池から水を引くために、500メートルの導管を設置した。導管の設置後に、この導管が、Bが所有している乙土地の隅の部分を通過していることが判明した。乙土地は、斜面になっており、使いようがないので、Bは、所有しているが、乙土地の管理をしていなかった。乙土地から導管を撤去するのは、非常に困難であり、また、撤去が可能であるとしても、乙土地を迂回するように導管の設置を変更するためには莫大な費用がかかることが分かっている。

( 1 ) Aが、Bから乙土地を借りて使用するためには、どのような法的方法を採用することが出来るか。

( 2 ) Bは、Aの引いた導管が乙土地を通過していることを知って、乙土地の前所有者であるCから安い価格で乙土地を買い取り、Aに対して、時価の3倍相当の高額な価格で乙土地の買取りを求めたところ、Aが、このBの求めに応じなかったとする。

BがAに対して導管の撤去を求める訴えを提起した場合に、このようなBのAに対する請求は認められるか。

令和7年度法学部編入学試験「法学に関する基礎テスト」解答例

設問1

- (1) ④ G. サルトーリ
- (2) ⑩ A. ダウNZ
- (3) ② J. ロック
- (4) ⑨ J. シュムペーター (シュンペーター)
- (5) ⑤ J. ロールズ

設問2

\* 設問2は、用語の説明を求める問題であり、以下の解答例はあくまでも1つの例であり、解答例とは異なる内容であっても用語の意味を理解しているかどうかについて評価しています。

(1) 裁判外紛争解決手続。訴訟手続によることなく民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のために、第三者が関与して解決を図る手続である。

(2) 判決において、その判決の結論に達するために不可欠な基礎となった原理。判決理由のうち、判決の核心となる部分であり、法的拘束力を持つ部分である。

(3) 地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定められるものである。条例には議会の議決が必要となる。

設問3

(1) 他人の土地の利用権限として、民法においてどのようなものが認められるかを問う問題である。

(2) BのAに対する請求が権利の濫用にあたるか否かを問う問題である。

BのAに対する請求は、所有権に基づく妨害排除請求権(物権的請求権)である。Bは、乙土地の所有者であり、土地の所有権に基づく妨害排除請求権を有することは否定されない。しかし、(a) 権利行使の際の加害目的・害意など権利者の主観の態様、(b) 濫用とされることにより権利者が受ける不利益と権利行使が阻止されることにより保護される利益との比較衡量から、権利者が受ける不利益が大きい場合には、権利の濫用となるというのが判例の判断基準である。この判例の判断基準を踏まえて、BのAに対する請求の可否を論じることになる。

## 令和7年度法学部編入学試験「法学に関する基礎テスト」出題の意図

編入学試験は、法学部への編入学を志望し、法学部への編入学後には、さらに深く法学の学修を進める方を受け入れるための入試です。そこで、「法学に関する基礎テスト」では、法学に関する基本的な知識を修得しているかを確認するための問題を出題しています（設問1～設問3）。また、設問3は、私法の一般法である民法における判例（大判昭和10・10・5民集14巻1965頁：宇奈月温泉事件）の事案を元にした事例問題を出題し、基本的な重要判例や条文知識を理解しているかを確認することを意図して出題しました。また、あわせて受験者の法的な問題の分析能力や論理的な文章の作成能力を確認することも目的としていました。

## 合否判定の方法および基準（令和7年度法学部編入学試験）

### 1. 合否判定の方法

筆記試験（英語、法学に関する基礎テスト 各 100 点満点）

及び、口頭試問（A、B、C、D 評価）

### 2. 合否判定の基準

筆記試験 英語及び法学に関する基礎テストの合計得点 120 点以上（200 点満点）

及び、口頭試問 C 評価以上